



まもなくスタート！

安全運転管理者による運転前後の

## 「アルコールチェック等の義務化」について

飲酒運転を根絶するため、安全運転管理者の業務に、

○ **運転前後に、アルコール検知器を用いて確認を行うこと**○ **上記の確認の内容を記録し1年間保存すること**

などを追加する「道路交通法施行規則」の一部改正が行われました。



※ 本制度は、法令で定める台数以上の自家用自動車を使用する「安全運転管理者選任事業所」が対象となります。

令和4年  
4月1日施行・ 運転前後の運転者に対し、酒気を帯びていないか**目視等で確認する。**・ 確認した**内容を記録し、1年間保存する。**令和4年  
10月1日施行・ 酒気帯びの有無について、目視等だけでなく**アルコール検知器を用いて確認する。**

※ アルコール検知器は呼気中のアルコールを検知し、その有無又はその濃度を警告音、警告灯、数値等により示す機能を有するもの

・ アルコール検知器は、**正常に作動し、故障のない状態で保持しておく。**

- 運転前後に確認し記録する内容については、
  - ・ 確認者名・運転者名・車両ナンバー等・確認日時
  - ・ 確認方法（アルコール検知器の使用の有無、非対面の場合は具体的方法）
  - ・ 酒気帯びの有無・指示事項・その他必要な事項になります。
- アルコール検知器は、取扱説明書に基づき適切に使用し、保守や定期点検を行い、故障がないものを使用する必要があります。



アルコールチェック義務化に関し、よくある質問はこちらをご覧ください！



ツイッターを運用しています。フォローをお願いします！【石川県警察交通安全情報@IP\_koutuu\_anzen】

【いぬわし君の交通安全Journal】  
◇ 毎月1日、15日（土・日・祝の場合、翌平日）に新情報を配信します。  
◇ 県警のウェブサイトにも掲載しています。  
[www2.police.pref.ishikawa.lg.jp/](http://www2.police.pref.ishikawa.lg.jp/)

【交通安全ほっとストーリー】  
投稿フォームはこちら

[www2.police.pref.ishikawa.lg.jp/inquiry/inquiry09/](http://www2.police.pref.ishikawa.lg.jp/inquiry/inquiry09/)